

第二次いわき市緑の基本計画

令和3年3月

いわき市

目 次

1. 緑の基本計画について	1
1-1 緑の基本計画の概要と改定の背景.....	1
(1) 緑の基本計画の概要	1
(2) 改定の背景	1
1-2 対象とするみどり	2
2. 現況と課題.....	3
2-1 現況把握	3
(1) 自然的条件の整理.....	3
(2) 緑被調査.....	26
(3) 社会的条件の整理.....	33
(4) 市民意向調査.....	87
2-2 現況の分析・評価と課題の整理	91
(1) みどりの機能別の分析・評価.....	91
(2) 現行計画の評価	98
(3) 課題の整理	105
3. 基本理念・基本方針及び目標.....	106
3-1 基本理念・みどりの将来像	106
(1) 基本理念.....	106
(2) みどりの将来像	107
3-2 施策の方向性	111
(1) いわきのみどりを守る	111
(2) いわきのみどりを創る	111
(3) いわきのみどりを結ぶ	112
(4) いわきのみどりを育てる.....	112
(5) いわきのみどりを活かす	112
3-3 計画フレーム	113
(1) 計画対象区域.....	113
(2) 計画年次.....	113
(3) 人口の見通し.....	113
(4) 計画対象区域の規模	113
3-4 計画目標	114
(1) 目標設定の考え方.....	114
(2) 量的な目標	115
(3) 質的な目標	117

4. みどりの維持管理・活用方針	119
4-1 みどりの機能別の維持管理・活用方針.....	119
4-2 重点的な維持管理・活用を行うみどりの方針.....	121
(1) 都市公園.....	121
(2) 公共施設緑地.....	123
(3) 地域制緑地.....	123
(4) グリーンインフラ.....	125
5. みどりの保全及び緑化推進のための施策	126
5-1 保全されるみどりの量を現状以上にするための施策.....	127
5-2 みどりの不足する区域のみどりの量を増やすための施策.....	141
5-3 魅力・機能が向上したみどりの量を増やすための施策.....	147
5-4 活用が促進されたみどりの量を増やすための施策.....	150
5-5 アクションプログラムの策定.....	160

1. 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画の概要と改定の背景

(1) 緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」の根拠法である「都市緑地法」は、その他のみどりの法律（都市公園法等）と連携しつつ、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に施行されている法律です。そのうち、「緑の基本計画」とは、良好な都市環境の形成を目的とした法律である都市緑地法に基づき、市町村がみどりの適正な保全及びみどりの推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、目標と実現のための施策等を定める計画です。

「緑の基本計画」で定めるとされている事項は次の通りとなっています。

都市緑地法（施行日：令和二年九月七日）第4条第2項（抜粋）

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 五 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 七 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

(2) 改定の背景

本市では、平成 13 年に緑の基本計画を策定しましたが、人口増加の社会から人口減少・少子高齢化の社会への変化や東日本大震災以降の復興事業によるみどりの変化等により、現行計画との乖離がみられるようになりました。また、みどりは、現在主流となっているグレーインフラと比較して、都市の景観向上や生活環境、防災能力等を向上させる効果をもち、グリーンインフラとして見直されつつあります。さらには、今般の新型コロナウイルス等により、みどりのオープンスペースは、心身の健康を育む場として価値が高まっています。

これらの理由から、第二次いわき市緑の基本計画では、本市のみどりを取り巻く現在の状況を把握し、抽出された課題の解決に向け、目標や施策等の見直しを行います。

1-2 対象とするみどり

本計画の対象となる「みどり」は、樹木や草花等の植物のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とし、公園・緑地、オープンスペース、森林、農用地、河川を含む広義なものとしています。

本計画では、「みどり」を以下のように分類して整理します。

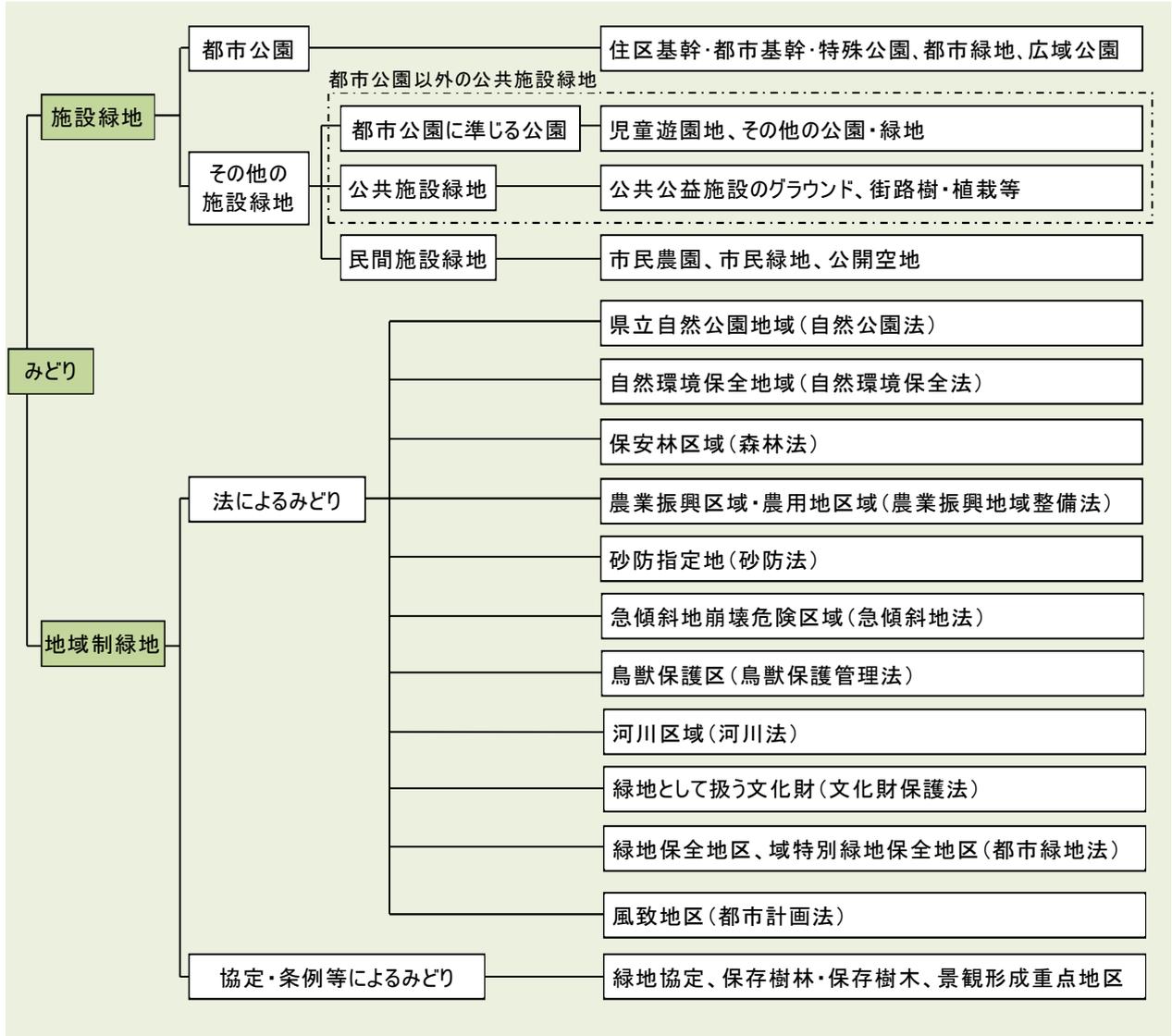


図 1-2-1 対象とするみどり